二十二　法第六十一条の二の十四に規定する権限　法第六十一条の二の十七第一項に規定する権限

二十三　法第六十一条の二の十七第一項に規定する権限　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限

2　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十七号、第十九号、第二十二号及び第二十四号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十五　略

十六　法第四十四条の三第八項に規定する権限　法第五十条第七項に規定する権限

十七　法第五十条第七項に規定する権限　法第五十二条の三第六項において準用する法第四十四条の三第八項に規定する権限

十九　略　略

二十　法第六十一条の二の八に規定する権限　法第六十一条の二の十一に規定する権限

二十一　法第六十一条の二の十第四項に規定する権限　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限

二十二　法第六十一条の二の十五第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する権限　法第六十一条の二の十七第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限

二十三　法第六十一条の二の十六に規定する権限　法第六十一条の二の十三に規定する権限

二十四　法第六十一条の二の十七第二項及び第五項に規定する権限　法第六十一条の二の十七第二項及び第五項に規定する権限

別表第五（第十二条の二関係）

略　略

別表第六（第五十条の四関係）

略　略

別表第七（第五十九条の三関係）

一　略　略

十九　法第六十一条の二の十一に規定する権限　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限

二十　法第六十一条の二の十四第一項に規定する権限　法第六十一条の二の十七第一項に規定する権限

2　法第六十九条の二第二項の規定により、次に掲げる出入国在留管理庁長官の権限は、地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、第一号（法第九条第二項に規定する権限に限る。）、第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号から第十四号まで、第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる権限については、出入国在留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

一～十五　同上

十六　法第五十条第三項に規定する権限　法第五十条第三項に規定する権限

［号を加える。］　［号を加える。］

十七　［同上］　［同上］

［号を加える。］　［号を加える。］

十八　法第六十一条の二の七第四項に規定する権限　法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限

十九　法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限　法第六十一条の二の十三に規定する権限

［号を加える。］

二十　法第六十一条の二の十三に規定する権限　法第六十一条の二の十七第二項第一号の規定により交付される在留カードの受領

別表第五（第五十二条の二関係）

［同上］

別表第六（第五十九条の三関係）

［同上］

別表第七（第五十九条の六関係）

一　［同上］

二

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
［略］	［略］
法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項、第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第七項又は第六十一条の二の二第二項第一号の規定により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

別表第八（第五十条の二十七、第五十条の二十九関係）

種類	制式
第一種手錠	鎖で連結された金属製の二つの輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵のかかるものとする。形状は、別図のとおり。
第二種手錠	金属又はこれと同等以上の強度を有する材質の台形状の連結板の左右に、手首を固定するため、施錠装置で伸縮できる輪を結合したも

二

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
［同上］	［同上］
法第二十条第四項第一号（法第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（法第二十二条の二第四項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第三項又は第六十一条の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

［別表を加える。］